

地域内交通の取組について

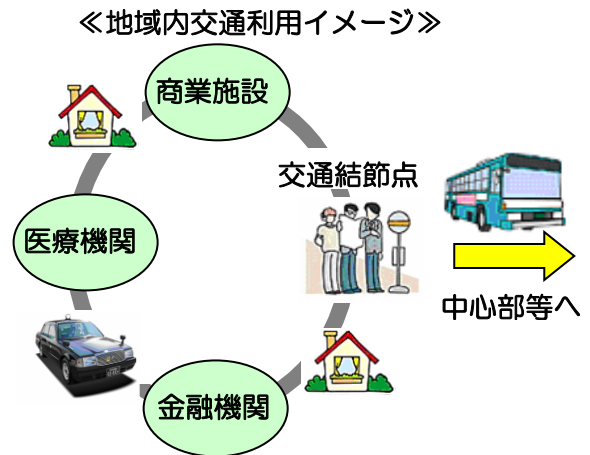
1 目的

本市では、これからの超高齢社会や環境問題などに対応するため、これまでの鉄道やバスに加え、平成18年度に策定した「生活交通確保プラン」に基づき、公共交通空白地域等において、新たに乗合タクシーなどを活用した「地域内交通」の導入に取り組んでおり、これらの様々な交通手段間の連携強化を図ることで、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を目指しています。

2 地域内交通の役割

地域内交通は、タクシーなどの小型の車両を使い、地域内をきめ細かく運行し、商業施設や医療機関など日常生活に必要な移動手段となるものです。

さらに、路線バスなどに接続することで、車を運転できなくても、市内を自由に移動することが可能となります。



3 導入にあたっての基本的な考え方

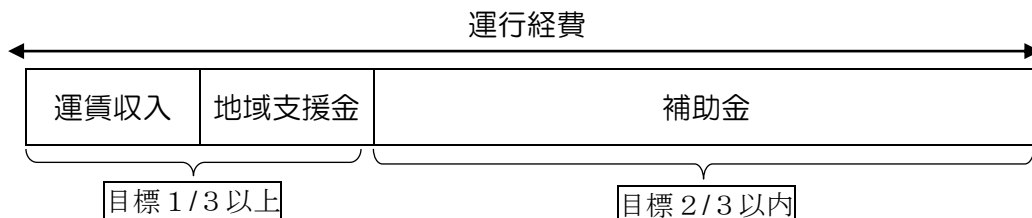
(1) 地域の皆さんが運営主体です

導入にあっては、地域特性や住民ニーズを把握し、運行内容に反映させることで、誰もが利用しやすく持続的な運行が可能になると考えています。

そのため、自分たちの交通を“つくり”“まもり”“育てる”といった意識をもって、検討段階から実際の運行に至るまで、地域の皆さんによる運営組織が主体となって取り組んでいきます。

(2) 地域全体で運行を支えます

運行にあたっては、「運賃収入」のほか、自治会や目的地となる商業施設、医療機関などから「支援金」を募るなど地域全体で支え、運行経費の不足する部分を行政が支援します。



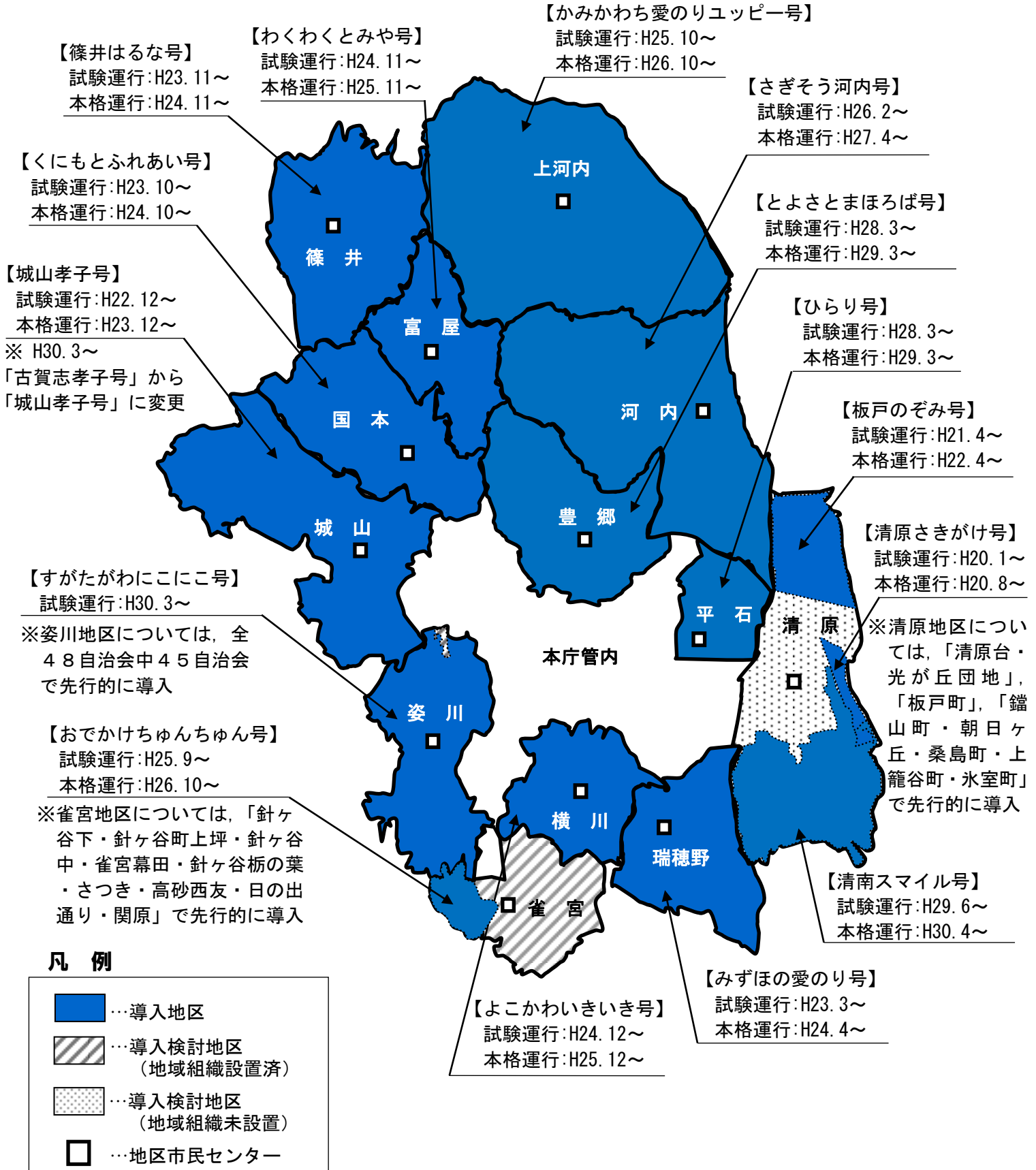
(3) 「地域」「交通事業者」「行政」の三者が連携して取り組みます

取組にあたっては、地域が運営主体となり、交通事業者に運行を委託し、行政が運行内容の検討や利用促進にあたっての取組を支援するなど、「地域」「交通事業者」「行政」の三者が連携を図りながら取り組んでいきます。

4 現在の取組状況 ※裏面参照

各地区における取組状況

現在、郊外部（13地区）において、地域内交通の導入を推進しています。
各地区の取組状況は以下のとおりです。



お問い合わせ：宇都宮市総合政策部交通政策課 電話：028-632-2132